

## 愛媛県原子力センター大気モニタ用非常用発電機修繕業務について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したので、次のとおり公表する。

- 1 件名  
大気モニタ用非常用発電機修繕業務
- 2 随意契約を締結した日  
令和 8 年 6 月 19 日
- 3 契約相手方  
富士電機株式会社 四国支社  
支社長 鳥本 宏樹
- 4 契約金額  
3,600,000 円（税込額 3,960,000 円）
- 5 契約の相手方とした理由
  - (1) 本業務は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める業務であるため。
  - (2) 3 に記載した者は、予定価格の範囲内での見積りの提示があったため。